

～戦傷病者特別援護法に係る事務について、 住基ネットを利用します～

戦傷病者手帳の交付を受けている方の住所や氏名等の確認は、これまで県が市町村に対して職権で請求した住民票の写しで行っていましたが、平成25年4月1日からは住民基本台帳ネットワークシステムで行います。

これにより、公用請求にかかる事務の削減や、住所調査等の効率化を図ることができるようになります。

1 変更となる事務の概要

平成25年4月1日から、戦傷病者特別援護法に係る事務について、住基ネットを利用して住所等の調査を行います。

2 調査の対象となる人

- ・ 千葉県から戦傷病者手帳の交付を受けている方

3 調査を行うとき

- ・ 転居後も手帳変更届の提出がない場合
- ・ 通知を出しても宛先不明で戻ってくる場合

4 調査の内容

- ・ 氏名、住所の変更の事実の確認
- ・ 生存の確認

5 お問い合わせ先

千葉市中央区市場町1番1号

千葉県 健康福祉部 健康福祉指導課 援護恩給室

電話 043-223-2346

FAX 043-222-6294